

**第一審公判期日の翌日より信用契約の利率の確定及び調整に関する判例第
08/2016/AL 号**

2016 年 10 月 17 日に最高人民裁判所裁判官評議会によって通過され、2016 年 10 月 17 日付の第 698/QD-CA 号の最高人民裁判所長官の決定に基づき公表された。

判例の源:

原告「ベトナム貿易株式商業銀行」と被告「Kaoli 薬物株式会社」の間のハノイにおける「信用契約を巡る紛争」に関する経営・商業事件についての 2013 年 5 月 16 日付の第 12/2013/KDTM-GDT 号の最高人民裁判所裁判官評議会の監督審決定(関連する権利・義務を有するものは Nguyen Thi Phuong 氏、Nguyen Dang Duyen 氏、Do Thi Loan 氏を含める)。

判例内容の地位

上記の監督審決定の「下記のように認識する」の第 16 段落

判例の内容の概括：

- 判例の事案：

信用契約において、当事者は、貸付期間内の利率と遅延利息の率を含める貸付の利率を合意した。また、貸付利率は、銀行・信用組織の時期により調整される。その時期は、第一審公判期日になって、お客様が信用契約に従い元金及び利息を全く又は十分に支払っていないという時点である。

- 法的解決策：

この場合、お客様は、完済するまで、支払っていない残元金、期間内の元金の利息（あれば）、未払いの元金の利息についての当事者の合意により期限後利息を銀行・信用組織に引き続き支払わなければならない。銀行・信用組織の時期により貸付利率を調整する旨の当事者の合意がある場合、お客様が裁判所の判決に基づき引き続き支払うべき利率は、銀行・信用組織による利率の調整に合わせて調整される。

判例に関する法令規定：

- 2005 年民法 471 条、474 条及び 476 条；
- 2010 年信用組織法 91 条 2 項；

- 合意した利息に基づくお客様に対するベトナムドンでの貸付けについて信用組織に対して案内する 2010 年 4 月 14 日付の第 12/2010/TT-NHNN 国家銀行の通達 1 条 1 項;

- お客様に対する信用組織の貸付についての規制 11 条 2 項 (2001 年 12 月 31 日付の第 1627/2001/QĐ-NHNN の国家銀行総裁の決定により制定され、2005 年 2 月 03 日付の第 127/2005/QĐ-NHNN の決定に基づき修正・補充された)。

判例のキーワード:

「利率」、「支払っていない元金」、「信用契約」、「利率の調整」、「遅延利息の率」。

判例の内容

2010 年 7 月 20 日付の訴状、事件記録における資料・証拠に基づき、下記のように認識する。

ベトナム貿易株式商業銀行 Thang Long 支店 (以下 Vietcombank をいう) と Kaoli 薬物株式会社 (以下 Kaoli 会社をいう) は次のような 4 つの契約を締結した。2007 年 12 月 25 日付の第 03/07/NHNT-TL 号、2007 年 12 月 28 日付の第 04/07/NHNT-TL 号、2008 年 3 月 28 日付の第 144/08/NHNT-TL 号、2008 年 5 月 27 日付の第 234/08/NHNT-TL 号といった信用契約である。これらの信用契約を担保するため、下記の住所に位置する土地使用权及び住宅の所有権に抵当権が設定される。

- ハノイ市 Ba Dinh 区 Doi Can 町 Doi Can 通り 122 番地 (第 19 号の地図、46B+39C+37C のロット) に位置する土地使用权及び住宅所有権である。この土地及び住宅は、Nguyen Thi Phuong 氏の使用权・所有権にある (2008 年 6 月 25 日付の第 1678.2008/HDTC 号の抵当権設定契約により、担保される融資・保証限度額が 4,605,000,000 ドンである。貸付と融資金額に関する詳細条件が銀行の実務の証書に記載され、この証書が Vietcombank と被保証人 (Kaoli 会社) により Vietcombank 本店で締結された (1 条 1.3 項)。抵当権設定財産の価値は財産価値評価証書第 105/08/NHNT.TL 号 によれば 4,605,000,000 ドンである。抵当権設定期間は被保証人が融資金を受領してから 5 年間であり、契約は土地使用权登記事務所で登記した時点から効果を生じる (10 条 10.1 項)。本契約は 2008 年 6 月 25 日にハノイ市第 3 号公証役場の公証人によって公証され、土地使用权及び土地付着財産所有権の抵当権設定が 2008 年 7 月 10 日に Ba Dinh 区天然資源環境課によって認証された)。その前、2007 年 9 月 03 日、Phuong 氏と Vietcombank は、抵当・質・保証財産の資料の受領に関する証書を作成した。この証書において、「両方はベトナム貿易銀行 ThangLong

支店に対する Kaoli 薬物株式会社の債務を担保するため、以下の担保財産に関する証書の原本を引渡した。財産の名称：ハノイ市 Ba Dinh 区 Doi Can 町 Doi Can 通り 122 番地における土地所有権及び住宅所有権」と記載された（BL52）。

- ハノイ市 Tay Ho 区 Nhat Tan 町 2 丁目第 13 町内会に位置する土地所有権及び住宅所有権である。この土地及び住宅は Nguyen Dang Duyen 氏及び Do Thi Loan 氏の使用権・所有権にある（2008 年 6 月 25 日付の第 1677.2008/HDTC 号の抵当権設定契約により、担保される融資・保証限度額が 1,250,000,000 ドンである。貸付と融資金額に関する詳細条件が銀行の実務の証書に記載され、この証書が Vietcombank と被保証人（Kaoli 会社）により Vietcombank 本店で締結された（1 条 1.3 項）。抵当権設定財産の価値は 2007 年 9 月 03 日付の財産価値評価証書第 106/08/NHNT.TL 号 によれば 1,250,000,000 ドンである（3 条 3.1 項）。抵当権設定期間は被保証人が融資金を受領してから 5 年間であり、契約は土地使用権登記事務所で登記した時点から効果を生じる（10 条 10.1 項）。本契約は 2008 年 6 月 25 日にハノイ市第 3 号公証役場の公証人によって公証され、土地使用権及び土地付着財産所有権の抵当権設定が 2008 年 7 月 01 日に Ba Dinh 区天然資源環境課によって認証された）。その前、2007 年 9 月 03 日、Nguyen Dang Duyen 氏と Vietcombank は、抵当・質・保証財産の受領に関する証書を作成した。この証書において、「両方はベトナム貿易銀行 ThangLong 支店に対する Kaoli 薬物株式会社の債務を担保するため、以下の担保財産に関する証書の原本を引渡した。財産の名称：ハノイ市 Tay Ho 区 Nhat Tan 町 2 丁目第 13 町内会に位置する土地所有権及び住宅所有権である」と記載された（BL58a）。

それに加えて、上記の信用契約に基づく貸付を担保するため、Cao Ngoc Minh 氏及び Doan Thi Thanh Thuy 氏の夫婦の使用・所有する土地及び住宅、Giang CaoThang 氏及び Duong Thi Sinh の住宅・土地（抵当権が抹消された）、Chu Quoc Khanh 氏の土地使用権並びに Chu Thi Hong 氏及び Nguyen Van Minh 氏の住宅・土地には担保権が設定される。

契約によれば、Vietcombank – Thang Long 支店は上記の信用契約に基づき、Kaoli 会社に融資を提供した。Kaoli 会社が元金及び利息の一部をのみ支払った。Vietcombank は、Kaoli 会社が残債務金額 8,197,957,837 ドン（その中で、元金は 5,457,000,000 であり、貸付期間内の利息は 397,149,467 ドンであり、貸付期間が終了してから第一審公判期日までの利息は 2,343,808,370 ドンである）を弁済するように裁判所に要求した。また、融資の返済を受けるため、Nguyen Thi Phuong 氏、Nguyen Dang Duyen 氏及び Do Thi Loan 氏の抵当権設定財産の処分を要求した。

被告の訴訟代理人である Do Van Chinh 氏（Kaoli 会社の社長）は次のように陳述した。Chinh 氏は、Vietcombank が陳述した通り、Kaoli 会社が 4 つの信用契約による元金、貸付期間内の利息、遅延利息を十分に払っていないと認めた。Kaoli 会社が 4 つの上記の信用契約に基づく返済義務を負うと認めたが、05 年間で少しずつ返済させていただきたいと依頼した。

Kaoli 会社が融資を返済できない又は十分に返済しせず、Vietcombank の要求により、Nguyen Thi Phuong 氏、Nguyen Dang Duyen 氏、Do Thi Loan 氏の担保財産が競売される場合、法律規定に基づく解決を裁判所に対して要求する。Chinh 氏は、2008 年 6 月 25 日付の抵当権設定契約第 1678.2008/HĐTC 号並びに 2008 年 6 月 25 日付の抵当権設定契約第 1677.2008/HĐTC 号の締結の前に、Vietcombank より融資を受けたと確認した。2008 年 6 月 25 日より現在まで、Kaoli 会社は Vietcombank より融資を受けず、信用契約を締結していない。

関連する権利・義務を有する者は次のように陳述した。

- Nguyen Van Nghi 氏（Nguyen Thi Phuong 氏の委任による代理人）は次のように述べた。Vietcombank は Kaoli 会社に対して訴えを提起し、Kaoli 会社が返済義務を履行しない場合 Phuong 氏の財産の競売を裁判所に対して要求した。この要求について Nghi 氏は同意しない。理由は、Phuong 氏は 2008 年 6 月 25 日に抵当権設定契約を締結し、Vietcombank が訴えている 4 つの信用契約に基づき Vietcombank に対する Kaoli 会社の債務の保証について責任を負わないのである。Nghi 氏は Vietcombank が抹消手続を行い、Phuong 氏に土地所有権及び住宅所有権証明書を返還するように、裁判所に対して要求する。

- Nguyen Dang Duyen 氏と Do Thi Loan 氏は同時に次のように陳述した。二人の夫婦は 2008 年 6 月 25 日に抵当権設定契約を締結したが、この契約が 2008 年 6 月 25 日より 2009 年 4 月 25 日までの Kaoli 会社に対する Vietcombank の融資の担保を目的とし、その期間に生じる責任だけを負うため、2008 年 6 月 25 日前の Vietcombank と Kaoli 会社の締結した信用契約について責任を負わない。Vietcombank によれば、2008 年 6 月 25 日より Vietcombank が Kaoli 会社といずれの信用契約をも締結していない。したがって Loan 氏の法的責任は生じていない。二人の夫婦は Vietcombank が 2008 年 6 月 25 日付の抵当権設定契約により抵当財産の抹消手続を行うように、裁判所に対して要求する。

2011 年 3 月 24 日付の第 32/2011/KDTM-ST 号の第一審経営・商業判決によれば、ハノイ市人民裁判所は以下のような判決を言い渡した。

「1. Kaoli 会社に対するベトナム貿易株式商業銀行の請求の一部を認める。Kaoli 会社は、銀行への元金と利息の合計額 8,197,957,837 ドンの返還について責任を負う。

2. 次のような財産の競売に関するベトナム貿易株式商業銀行の請求について認めない。ハノイ市 Ba Dinh 区 Doi Can 町 Doi Can 通り 122 番地第 19 号地図 46B+39C+37C ロットにおける土地所有権及び住宅所有権（2004 年 4 月 27 日に Ba Dinh 区人民委員会が Nguyen Thi Phuong に発行した土地所有権証明書第 10101132587 号に基づき）、ハノイ市 Tay Ho 区 Nhat Tan 町 2 丁目 13 町内会における土地所有権及び住宅所有権（ハノイ市 Tay Ho 区 Nhat Tan 町 2 丁目 13 町内会第 4 号地図 13+64A ロット（一部）における土地所有権住宅所有権証明書に基づき、2004 年 3 月 23 日にハノイ市人民委員会が Nguyen Dang Duyen 氏及び Do Thi Loan 氏という夫婦に発行した土地所有権及び住宅所有権証明書に基づく）。

ベトナム貿易株式商業銀行は Nguyen Thi Phuong 氏と Nguyen Dang Duyen 氏及び Do Thi Loan 氏という夫婦に土地所有権住宅所有権に関する証書を返還し、それらの抵当権財産に関する抹消手続きを行うことについて責任を負う」。

それに加えて第一審裁判所は訴訟費用と当事者の上訴権についても法律規定に基づき決めた。

2011 年 4 月 4 日に Vietcombank は控訴した。

2011 年 8 月 17 日付の第 148/2011/KDTM-PT 号の控訴審経営・商業判決によれば、ハノイ市における最高人民裁判所控訴審裁判所は民事訴訟法 275 条 2 項と 276 条 1 項に基づき以下のような判決を言い渡した。

「2011 年 3 月 24 日付の第 32/2011/KDTM-ST 号のハノイ市人民裁判所の第一審経営・商業判決により決められた Nguyen Thi Phuong 氏と Nguyen Dang Duyen 氏及び Do Thi Loan 氏という夫婦の保証義務について、下記通り修正する。

2007 年 9 月 03 日付の抵当・質・保証財産の資料の引渡しに関するベトナム貿易株式商業銀行 Thang Long 支店と Nguyen Thi Phuong 氏、Nguyen Dang Duyen 氏及び Do Thi Loan 氏の証書は保証契約となる（記録第 52 号、第 58a 号）。

Kaoli 会社は、ベトナム貿易株式商業銀行への元金と利息の合計額 8,197,957,837 ドンの返還について責任を負わなければならない...

Kaoli 会社がベトナム貿易株式商業銀行に対して債務を全く又は十分に履行しない場合、ベトナム貿易株式商業銀行は、保証人から融資返済を受けるために、民事判決執行法の規定に基づき保証財産の処分をハノイ市民事判決執行局に対して要求することができる。

...判決の効力が生じ、判決執行債権者が申立書を提出してから、判決執行債務者は判決遅延の時間に応じ国家銀行の公布する基本利率に基づき判決執行の遅延利息も負わなければならない」。

それに加えて、控訴審裁判所は訴訟費用と判決執行についても決定した。

控訴審公判期日後、Nguyen Thi Phuong 氏、Nguyen Dang Duyen 氏及び Do Thi Loan 氏は裁判所が監督審手続きに従い控訴審判決を再検討するよう、多くの提議書を提出した。

2012 年 10 月 15 日付の第 34/2012/ KDTM-KN 号の異議申立決定により、最高人民裁判所長官は、監督審手続きに基づき裁判し、2011 年 8 月 17 日付の第 148 号/2011/KDTM-PT 号のハノイ市における最高人民裁判所控訴審裁判所の控訴審経営・商業判決を破棄し、法律規定に従い控訴審を改めて開くため、ハノイ市における人民裁判所控訴審裁判所へ判決を差戻しを最高人民裁判所裁判官評議会に対して要求した。

監督審期日において、最高人民検察院の代表者は最高人民裁判所長官の異議申立てに一致する。

最高人民裁判所裁判官評議会は下記の通り認定した：

銀行より融資を受けた第三者を保証するための土地使用权及び土地付着所有権の抵当権設定契約（公証番号が第 1677.2008/HĐTC 号及び第 1678.2008/HĐTC 号であり、同時に 2008 年 6 月 25 日に作成された）を検討することによって、下記のようなことがわかった：

土地使用权及び住宅所有権の抵当権設定契約は、全て銀行より融資を受けた第三者の保証を図ったが、どの信用契約による融資を担保するか記載されておらず、Vietcombank-Thang Long 支店が 4 つの信用契約（2007 年 12 月 25 日付第 03/07/NHNT-T 号、2007 年 12 月 28 日付第 04/07/NHNT-TL 号、2008 年 3 月 28 日付第 144/08/NHNT-TL 号、2008 年 5 月 27 日付 234/08/NHNT-TL）に基づき融資を提供した後に締結された。二つの上記の抵当権設定契約 1 条 1.3 項において、「貸付と上記の融資金額（被担保債権は貸付であり、保証限度額が 4,605,000,000 ドンである...抵当権設定契約 1 条 1.2 項）に関する詳細条件が銀行の実務の証書に詳しく記載され、この証書が乙（Vietcombank-Thanh Long 支店）と被保

証人（Kaoli 会社）により乙（Vietcombank-Thanh Long 支店）の本店で締結された」と記載された。これより、Phuong 氏、Duyen 氏、Loan 氏は、抵当権設定契約締結日（2008 年 6 月 25 日）以降の Vietcombank 本店での締結された信用契約による Kaoli 会社の融資だけを保証し、その前に締結した信用契約による融資を保証しないと理解すべきである。

Vietcombank は、上記の 4 つの信用契約による Kaoli 会社の債務について、Phuong 氏、Duyen 氏及び Loan 氏に保証の責任を負わせるため、融資担保方法について上記の信用契約の 6 条 6.2 項を挙げた。この条項において、次のような内容が記載された（手書きで）。

「各当事者の財産、権利、義務に関する詳細合意は 2008 年 6 月 25 日付の第 1677.2008/HĐTC 号の抵当権設定契約と 2008 年 6 月 25 日付の第 1678.2008/HĐTC 号の抵当権設定契約により具体的に確定された」。しかし、Vietcombank の代表者が第一審公判期日に陳述したように、この内容は「銀行の会計士が書いたものである」。第一審公判期日において、Kaoli 会社の社長である Do Van Chinh 氏は「Kaoli 会社がこの書き加えを知らない」また「競売に関する銀行の要求に同意しない。Phuong 氏と Duyen 氏と Loan 氏の財産に関する旨は銀行によって信用契約に書き加えられた」と述べた。

他方、控訴審公判期日において、Nguyen Thi Phuong 氏の委任による代理人によれば、Nguyen Thi Phuong は Vietcombank よりいずれの信用契約を受けていないが、Duyen 氏と Loan 氏は Vietcombank より信用契約を受けた。すなわち、Chinh 氏、Phuong 氏、Duyen 氏及び Loan 氏は、銀行の会計士が信用契約に手書きしたこの内容を知らず、信用契約にサインしていない。したがって、上記の信用契約が 2008 年 6 月 25 日に同時に成立した抵当権設定契約第 1677.2008/HĐTC 号及び第 1678.2008/HĐTC により担保されることを認めるための根拠は存在しない。

上記の抵当権設定契約の以外には、事件記録に財産抵当権設定に関して資料が 2 部ある。1 部は Phuong 氏の資料であり、残り 1 部は Duyen 氏及び Loan 氏の資料である。それぞれの資料の中には、同時に 2007 年 9 月 03 日と記載された財産価値評価証書及び財産引渡し証書、抵当権設定登記申請書（2008 年 01 月 29 日付の Phuong 氏の申請書、2008 年 6 月 25 日付の Duyen 氏及び Loan 氏の申請書）がある。但し、これらの証書と抵当権設定登記申請書には、いずれの信用契約による融資を担保するか明記されていない。

控訴審裁判所は次のように認定した（省略）「2007 年 9 月 03 日に作成したベトナム貿易株式商業銀行 Thang Long 支店と Phuong 氏、Duyen 氏及び Loan 氏の抵当・質・保証財産の資料の引渡しに関する証書は、銀行に対する Kaoli 薬物株式会社の債務を担保・

質・保証を内容とし...そのため契約であると確認された...」。そして、控訴審は次のような判決を言い渡した「2007 年 9 月 03 日に作成させたベトナム貿易株式商業銀行 Thang Long 支店と Nguyen Thi Phuong 氏、Nguyen Dang Duyen 氏及び Do Thi Loan 氏の抵当・質・保証財産の資料の引渡しに関する証書は保証契約であり（記録第 52 号、第 58a 号）」、また「Kaoli 薬物株式会社がベトナム貿易株式商業銀行に対して債務を全く若しくは十分に履行しない場合、ベトナム貿易株式商業銀行が保証人より融資返済を受けるために、民事判決執行法の規定に基づき保証財産の処分をハノイ市民事判決執行局に対して要求することができる」。

控訴審裁判所の上記の認定・決定は以下の理由で法律に従わないと考えられる。

- 2007 年 9 月 03 日付の Vietcombank Thang Long 支店と Phuong 氏の抵当・質・保証財産の資料の引渡しに関する証書は、控訴審裁判所の判断と異なりそもそも保証契約ではない（Duyen 氏、Loan 氏との引渡しの場合も同様である）。

2011 年 8 月 17 日付の控訴審公判期日には、Vietcombank の代表者は「財産引渡し証書と財産価値評価証書は財産抵当権設定契約の付着部分である」だけ主張した。

- 抵当・質・保証財産の資料の引渡しに関する証書、財産価値評価証書、控訴審期日における Vietcombank の陳述によれば、資料の引渡しと財産価値の評価を行ったのは 2007 年 9 月 03 日である。Phuong 氏(Duyen 氏及び Loan 氏の場合と同様)と Vietcombank-Thang Long 支店との抵当権設定契約が締結されたのは 2008 年 6 月 25 日である（財産資料の引渡し証書と財産価値評価証書の作成の後）ため、これらの証書は上記の抵当権設定契約の付着部分であるとみなされていない。控訴審裁判所も「2008 年 6 月 25 日付の抵当権設定契約...資料引渡しに関する証書に関しない...」と確定した。

- 証書に記載された日付と控訴審期日に Vietcombank の代表者が述べて陳述によれば、資料（土地使用权及び住宅所有権証明書）の引渡し及び財産価値評価の日付は 2007 年 9 月 03 日である。とはいえ、これらの財産評価証書においては、「2007 年 12 月 28 日付のハノイ市人民委員会第 150/2007/QĐUBND 号により制定されるハノイ市の各区にある土地価格表に基づき」、この証書が 2008 年 6 月 25 日付の抵当権設定契約第 1678.2008/HĐTC 号及び第 1677.2008/HĐTC 号の付着部分であると記載された。とりわけ、Phuong 氏の場合、土地使用权の価値は 2007 年 9 月 04 日の実際上の値段確定に関する証書に基づき確認され、2008 年 01 月 29 日付の Phuong 氏の抵当権設定登記申請書には「2008 年 6 月 25 日付の第 1678.2008/HĐTC 号の抵当権設定契約」と記載された。他方、Phuong

氏、Duyen 氏、Loan 氏より陳述及び資料によれば、2007 年 9 月 03 日時点には、Tay Ho 区 Quang An 農業及び農村開発銀行の債権のため、Phuong 氏の土地に抵当権が設定された。2008 年 01 月 11 日になって抹消手続きが行われた。しかも、ベトナム国営でない株式商業銀行 Thang Long 支店の債権のため、Duyen 氏及び Loan 氏の土地・住宅に抵当権が設定された。2008 年 01 月 16 日になってこの抵当権に関する抹消手続きが行われた。

以上の証拠に基づき、Vietcombank の陳述と控訴審裁判所の認定と異なる結論を次のように出すことができた。抵当・質・保証財産の資料の引渡しに関する証書と財産価値評価証書は 2007 年 9 月 3 日に成立されなかった。土地使用权及び住宅所有権の引渡しは 2007 年 9 月 3 日に行われなかった。2007 年 9 月 3 日に行われたのは財産価値評価である。

2007 年 9 月 3 日に、土地使用权及び土地付着財産所有権の抵当権設定・保証契約については、2003 年土地法 130 条 1 項 a 号と 2006 年 12 月 29 日付の第 163/ND-CP 号の議定 12 条 1 項 a 号及び 2006 年 6 月 13 日付の第 03/2006/TTLT-BTP-BTNMT 号通達 2 条 2.4 項に定められる規定に基づき公証され、担保取引登記を行わなければならない、控訴審が認定したように公証・担保取引登記を行ったことではない。

控訴審裁判所は、Phuong 氏と Duyen 氏と Loan 氏の締結した保証契約が Kaoli 会社の 4 つの信用契約の担保を目的とするか否かを判断するとき、上記の資料の以外他の証拠があるかどうか確定していないにもかかわらず、資料引渡しに関する証書が保証契約であると認めた。これは不当であり、不正確である。この証書は内容面でも形式面でも保証契約となれないのである。

- 仮に、Phuong 氏、Duyen 氏及び Loan 氏の 2008 年 6 月 25 日付の抵当権設定契約が上記の信用契約の担保であることを証明する根拠はあっても、Phuong 氏の保証限度額が 4,605,000,000 ドンに過ぎず、Duyen 氏及び Loan 氏の保証限度額が 1,250,000,000 ドンに過ぎない。他方、控訴審裁判所は、2007 年 9 月 3 日に成立した抵当・質・保証財産の資料の引渡しに関する証書は保証契約と確定し、次のような判決を言い渡した「Kaoli 会社がベトナム貿易株式商業銀行に対して債務を全く又は十分に履行しない場合、ベトナム貿易株式商業銀行は、保証人より融資返済を受けるために、民事判決執行法の規定に基づき保証財産の処分をハノイ市民事判決執行局に対して要求することができる」。すなわち、Kaoli 会社の債務については、Phuong 氏、Duyen 氏及び Loan 氏の間保証の責任の分担が明確にされておらず、Phuong 氏、Duyen 氏、Loan 氏は保証の責任を全て負わなければならないこととなる。これも不当となった。

加えて、第一審裁判所と控訴審裁判所が「判決の効力が生じ、判決執行債権者が申立書を提出してから、判決執行債務者は判決遅延の時間に応じ国家銀行の公布する基本利率に基づき判決執行の遅延利息も負わなければならない」と決めたのは不適切である。銀行・信用組織の貸付について、信用契約に基づきお客様が銀行に支払わなければならない元金、貸付期間内の利息、貸付期限終了より第一審公判期日までの利息及び費用の以外には、第一審公判期日の翌日より、お客様は、元金を完済するまで、契約に定められた当事者の合意による利率に基づき、支払っていない元金の遅延利息を支払わなければならない。信用契約において貸付利率が銀行の時期により調整されることに関して、当事者の合意がある場合、裁判所の判決による銀行へのお客様の引き続き支払いは、銀行の利率の調整にあわせるように調整される。

以上の理由で、民事訴訟法（2011年に修正・補充された）291条3項、297条3項、299条に基づき、

下記とおり判決する：

1. 原告ベトナム貿易株式商業銀行と被告 Kaoli 薬物株式会社との信用契約を巡る紛争に関する商業・経営事件についての 2011 年 8 月 17 日付の第 148/2011/KDTM-PT 号のハノイ市における最高人民裁判所控訴審裁判所の控訴審判決を破棄する（関連する権利・義務を有するものは Nguyen Thi Phuong 氏、Nguyen Dang Duyen 氏、Do Thi Loan 氏）。

2. 法律規定に基づき控訴審手続きにより改めて裁判するため、ハノイ市における最高人民裁判所控訴審裁判所に事件記録を差戻す。

判例の内容

「第一審裁判所と控訴審裁判所が「判決の効力が生じ、判決執行債権者が申立書を提出してから、判決執行債務者は判決遅延の時間に応じ国家銀行の公布する基本利率に基づき判決執行の遅延利息も負わなければならない」と決めたのは不適切である。銀行・信用組織の貸付について、信用契約に基づきお客様が銀行に支払わなければならない元金、貸付期間内の利息、貸付期限終了より第一審公判期日までの利息及び費用の以外には、第一審公判期日の翌日より、お客様は、元金を完済するまで、契約に定められた当事者の合意による利率に基づき、支払っていない元金の遅延利息を支払わなければならない。信用契約において貸付利率が銀行の時期により調整されることに関して、当事者の合意がある場合、裁判所の判決による銀行へのお客様の引き続き支払いは、銀行の利率の調整にあわせるように調整される」。